

平成 13 年 1 月 22 日

各 位

会 社 名 住友信託銀行 株式会社  
本店所在地 大阪市中央区北浜 4 丁目 5 番 33 号  
コード番号 8403

子会社 Sumitomo Trust International Plc の解散について

今般、下記の通り、子会社の解散を行なうことと致しましたのでご報告致します。

1. 子会社の名称等

商号 Sumitomo Trust International Plc.  
本店所在地 3<sup>rd</sup> Floor, 155 Bishopsgate, London EC2M 3TS, U.K.  
代表者 増永 健

2. 解散の理由

当社における資本・戦力等の経営資源を重点分野へフォーカスする為、ユーロ債引受・販売業務を担う同社を閉鎖するもの。

3. 子会社の概要

事業内容 証券業務及びこれに付随する業務  
設立年月 昭和 56 年 10 月  
資本金 3,200 万英ポンド  
発行済株式数 3,200 万株  
総資産 5,065 万英ポンド (平成 11 年 12 月期末時点)  
決算期 毎年 12 月末  
従業員 46 人 (平成 11 年 12 月期末時点)  
大株主 当社 (持株比率: 100%)

最近 3 年間の業績 (単位: 千 英ポンド)

	平成 9 年 12 月	平成 10 年 12 月	平成 11 年 12 月
経常利益	1,199	1,243	3,198
当期利益	818	844	2,108
総資産	48,998	49,542	50,649

4. 解散の日程

本年 3 月末を目処に営業資産の処分及び業務の移管を完了。法人格の消滅は平成 14 年度中となる見込み。

5. 当該事実が当社の損益に与える影響

当社が既に発表しております当期業績予想 (単体・連結) には影響ございません。

以上

< 本件に関する問い合わせ先 >

広報室 TEL. 03 - 3286 - 8146

( 注意事項：インサイダー取引規制に関して )

証券取引法第 166 条 3 項および 4 項、並びに同法施行令第 30 条の規定により、当社ホームページ ( <http://www.sumitomotrust.co.jp> ) および当社からの E-Mail 等を通じて重要情報を入手した場合には「会社関係者から重要事実の伝達を受けた第一次情報受領者」と看做され、当社が施行令第 30 条 1 項に基づき報道機関に対し重要情報を公開 ( 本件公開時刻：日本時間平成 13 年 1 月 22 日午前 10 時 00 分 ) した後、12 時間以内に当社株の売買を行うことは、インサイダー取引規制の適用対象となります。したがって当社株の売買を行うに当たり、同規制に抵触することのないよう十分にご留意願います。